

独立行政法人化に関するメリット・デメリットの整理

- 令和6年度の魅力ある県立短期大学づくり検討委員会で整理されたメリット・デメリットをもとに、県立短期大学が導入した場合のメリット・デメリットについて整理し、とりまとめた。
- 「比較」の欄では、以下の特徴を持つ大学ごとに、メリット・デメリットの効果を比較した。
 - (1) 大規模な大学と小規模な大学
 - (2) 自己収入を増やすことが可能な学部・大学院をもつ大学とそうではない大学
 - (3) 設置機関が、国立大学法人と公立大学法人

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
運営全般				
メリット				
1	理事長を中心とした意思決定	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の入学、卒業及び課程の修了及び教員の人事は、教授会で審議している。 (学校教育法第93条) (教育公務員特例法第3条第2項及び第5項) ○ 教員の任命は、知事が教授会の議を経た学長の内申により行っている。 (教育公務員特例法第3条及び第10条) (鹿児島県立短期大学処務規程) <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の入学、卒業及び課程の修了等は教授会で審議する。 (学校教育法第93条) ○ 教育研究に関する重要な事項は教育研究審議機関が、経営に関する重要な事項は経営審議機関で審議する。 (地方独立行政法人法第77条) ※ 理事長が学長を兼任する場合は、教育研究審議機関及び経営審議機関に出席する。 ○ 理事長が、役員（監事を除く）及び教職員の任免を行う。 (地方独立行政法人法第14条及び第20条) <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長が教職員の任免を行う場合は、理事会等の審議機関で審議を行い決定している。 ○ 理事長裁量経費を予算内に設定。 ○ 教員の定数及び予算の一定枠を「学長管理枠」として確保し、全学的な視点から運営を行っている。 ○ 退職者が生じた場合の後任採用等については、設置団体の人事当局を通す必要がなくなったため、スピード感は増している。 	<p>(1) 教授会が一つのみの大学は、教授会が複数ある大学と比較すると、効果が小さい。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のメリットが期待される。</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">理事長を中心とした法人により、人事や予算について判断することができるようになる。</p>

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較		とりまとめ
2	法人の判断による諸規程や制度等の迅速な整備・導入	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制定している条例及び規則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県立短期大学の設置及び管理に関する条例 ・ 鹿児島県立短期大学学則 ・ 鹿児島県立短期大学授業料等徴収条例 ・ 鹿児島県立短期大学授業料等減免規則 ・ 鹿児島県証紙条例施行規則 ・ 鹿児島県立短期大学事務処理規程 ・ 鹿児島県学校職員定数条例 ・ 鹿児島県学校職員の給与に関する条例 ・ 鹿児島県職員の給与に関する条例 ・ 給与に関する規則 ・ 手当に関する規則 ・ 管理職に関する規則 ・ 公有財産に関する規程 ・ 鹿児島県職員安全衛生管理規程 等 ○ 改正の手続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 <ol style="list-style-type: none"> ① 学内の了承 ② 学事法制課へ送付 ③ 法制担当部署との事前協議 ④ 条例案の起案 ⑤ 知事の決裁 ⑥ 議会への提出 ⑦ 議会の議決 ⑧ 県公報により公布 (地方自治法第96条第1号) (鹿児島県公文書管理規定第26条) ・ 規則 <ol style="list-style-type: none"> ① 学内の了承 ② 学事法制課へ送付 ③ 法制担当部署との事前協議 ④ 規則案の起案 ⑤ 知事の決裁 ⑥ 県公報による公布 (地方自治法第15条) (鹿児島県公文書管理規定第26条) 	(1)	大学の規模による程度の差はあまりない。	<p>同様のメリットが期待される。</p> <p>規程の制定や制度の導入について、設立団体の関与がなくなるため、迅速な対応が可能になる。</p>
(2)	学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。				
(3)	国立大学法人の場合、規定や制度を熟知するプロパー職員が事務処理を担うことから、設立団体からの出向職員が含まれる公立大学法人より迅速な対応が可能である。				

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
2		<p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在制定している条例及び規則に関しては廃止される。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 県立短期大学以外も対象となる条例及び規則は、県立短期大学に関する箇所を削除 ※ 学則については、県の規則は廃止し、法人側で新たに整備する。 ○ 県で新たに制定する必要がある条例及び規則等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員等が損害賠償責任を負う限度額を定める条例 ・ 法人への職員の引継ぎに関する条例 ・ 法人の重要な財産を定める条例 ・ 業務運営並びに財務及び会計に関する規則 ・ 地方独立行政法人評価委員会に関する条例 ○ その他議会の議決を要する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 業務方法書 ・ 中期目標 ・ 業務に関して料金を徴収するときの当該料金の上限の決定 ○ 法人側で新たに整備する必要がある規程 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 ・ 理事会及び審議機関規程 ・ 事務処理規程 ・ 予算・会計規程 ・ 給与規程 等 ※ 県立短期大学の規程が150程度に対し、他公立大学法人では200程度の規程を整備している。 ○ 改正の手続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県側で設置している条例及び規則等については、現在と同じ手続を必要とする。 ・ 法人で設置している規程等については、県の判断が不要になるため、理事会や審議会等の審議による学内の了承により改正ができるようになる。 (②～⑧までが不要になる。) 		

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
3	デメリット 理事長への権限集中により、学内の多様な意見の反映が難しくなるおそれ	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の入学、卒業及び課程の修了及び教員の人事は、教授会で審議している。 (学校教育法第93条) (教育公務員特例法第3条第2項及び第5項) ○ 教員の任命は、知事が教授会の議を経た学長の内申により行っている。 (教育公務員特例法第3条及び第10条) (鹿児島県立短期大学処務規程) <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の入学、卒業及び課程の修了等は教授会で審議する。 (学校教育法第93条) ○ 教育研究に関する重要な事項は教育研究審議機関が、経営に関する重要な事項は経営審議機関で審議する。 (地方独立行政法人法第77条) ※ 理事長が学長を兼任する場合は、教育研究審議機関及び経営審議機関に出席する。 ○ 理事長が、役員（監事を除く）及び教職員の任免を行う。 (地方独立行政法人法第14条及び第20条) <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月定例開催する教授会の場で、自由に発言できる機会を設けている。また、各学科において、定期的に学科会を開催し、課題等について意見を出し合う場を設けている。 ○ 各種学内委員会の設置により、教職員の意見等を反映させるようにしている。 ○ 地方独立行政法人法に基づき設置する教育研究審議会において、半数以上が学内の教員で構成されている。 	<p>(1) 大学の規模による程度の差はあまりない。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 理事長選考について、公立大学法人は国立大学法人と比較して、設立団体の意向を反映させやすい制度を導入することができる。</p>	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>大学で判断していたことを、法人で判断することになるので、学内の多様な意見の反映が難しくなる。</p>

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
4	諸規程等の整備等や法人化により必要となる制度・システム等の導入に対応するための事務負担や経費負担の増加	<p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに整備が必要な規定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款や中期目標の制定，理事長の任命，監事の任命，評価委員会の設置（県） ・ 諸規定の整備，中期計画の作成，役員の任命，システムの導入（大学） ○ 取扱いの検討が必要なシステム <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務会計システム ・ 予算編成システム ・ 文書管理システム ・ 庶務事務システム ・ グループウェア 等 ・ 電子収納システム ・ 人事給与システム ・ 例規検索システム ・ 健康管理システム <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ システムの導入状況を確認できた大学（12大学）において導入されているシステムは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務会計システム：12 ・ 学務系システム：12 ・ 人事給与システム：9 ・ 基盤整備等情報システム：11 ・ 文書管理システム：2 ・ 庶務事務システム：0 	<p>(1) 規模に比例した負担ではないため，相対的な負担は小規模な大学が大きくなる。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 国立大学法人の場合，規定や制度を熟知するプロパー職員が事務処理を担うことから，設立団体からの出向職員が含まれる公立大学法人より事務負担が軽減される。</p>	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>（また，運用する上でも同様である。）</p>

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
人事関係				
メリット				
5	独自の人事制度の導入で、多様な形態による任用や学外での活動に係る制約の緩和が可能となり、学外からの有能な人材の任用や教職員の学外での多様な活動が可能となる。(教職員の非公務員化で、民間との連携や兼職・兼業の弾力が図られる)	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学で教員の採用活動を行い、教授会の議を経て、学長の内申により知事が任命している。 (教育公務員特例法第3条及び第10条) (鹿児島県立短期大学処務規程) ○ 一部授業を学外の人材が非常勤講師として担当している。 (地方公務員法第22条の2の会計年度任用職員として採用) ○ 教育公務員特例法第17条により、兼職・兼業は、学校等の非常勤講師等や教育に関する審議会等の構成員等において認められている。 (教育公務員特例法第17条) (鹿児島県立短期大学兼職・兼業承認申請規程) <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学で教職員の採用活動を行い、理事長が任命する。 (地方独立行政法人法第20条) <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局については法人固有の正規職員・有期雇用の契約職員の採用を開始した。 ○ 地域貢献や産学連携を主に担当する客員教授を民間企業から招聘している。 ○ 短期(1日～2日)の兼業については、許可ではなく、届出による従事を可能にしている。 	<p>(1) 大学の規模による程度の差はあまりない。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のメリットが期待される。</p> <p>現状の地方自治法及び教育公務員特例法による兼職・兼業の制限がなくなることから、法人独自の人事制度の導入により、柔軟な任用や、兼業などの学外の自由な活動が可能になる。</p>

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較		とりまとめ
6	<p>プロパー職員の採用が可能となり、職員の専門性が高まるとともに、中長期的な視点での組織づくりが可能となる。</p>	<p>【現状】 事務職員は、県の人事異動により配属されるため、通常2～3年の周期で入れ替わる。</p> <p>【独立行政法人化した場合】 大学で職員の採用活動を行い、理事長が任命する。 (地方独立行政法人法第20条)</p> <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プロパー職員であれば大学外への異動がないため、長期的な目線での運営が行いやすい。 ○ プロパー職員の計画的な採用や人事異動を実施している。 ○ 大学職員として必要となる知識や考え方を習得することを目的とした研修をしている。 ○ プロパー職員を募集しても、応募があまりなく、職員採用の面で課題がある。 	(1)	大学の規模による程度の差はあまりない。	<p>同様のメリットが期待される。</p> <p>現状では、事務職員は県の人事異動により2～3年で入れ替わっているが、プロパー職員は大学外への異動が原則なく、職員及び組織の専門性の向上が期待される。</p>
(2)	学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。				
(3)	<p>国立大学法人の場合、規程や制度を熟知するプロパー職員が事務処理を担うことから、設立団体からの出向職員が含まれる公立大学法人より事務負担が低減される。</p>				

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
				デメリット
7	役員に係る報酬等の経費負担、新たな業績評価制度や勤務管理システムの構築による事務負担の増加につながる。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の規程に従い、業績評価及び勤務管理を行っている。 <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに役員を配置するため、報酬が発生する。 ○ 法人独自の業績評価や勤務管理を行う必要がある。 	<p>(1) 大学の規模に比例する負担ではないことから、相対的な負担は小規模な大学が大きくなる。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 国立大学法人の場合、規程や制度を熟知するプロパー職員が事務処理を担うことから、設立団体からの出向職員が含まれる公立大学法人より事務負担が低減される。</p>	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>〔また、運用する上でも同様である。〕</p>
8	プロパー職員の確保及び育成（キャリアパス等）、プロパー職員だけで事務局を運営することの難しさ（設立団体との連携）が課題となる。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員は、大学が採用活動を行い、教授会の議を経た学長の内申により、知事が任命している。 （教育公務員特例法第3条及び第10条） （鹿児島県立短期大学処務規程） ○ 事務職員は、県の職員が人事異動により配置されている。 <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員及び事務職員について、大学が採用活動を行い、理事長が任命する。 （地方独立行政法人法第20条） ○ 他公立大学法人では、事務職員全体の2割程度が設立団体側からの出向者となっている。 （公立大学法人協会ファクトブック2024から） <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時職員から正職員への転換を実施している。 ○ 大学職員として必要となる知識や考え方を習得することを目的とした研修をしている。（再掲） ○ プロパー職員を募集しても、応募があまりなく、職員採用の面で課題がある。（再掲） 	<p>(1) 職員の数が少ない小規模な大学においてより大きな課題になる。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>〔法人独自の採用活動や職員の育成を行うことが課題になる。〕</p>

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較		とりまとめ
9	人事制度の運用は大学の判断によるが、人件費の主な財源は設置団体の運営費交付金であることから、定数増などにより交付金の増額が必要な場合は、設立団体との協議が必要となる。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員は県の条例に定められている定数の範囲内で運営されている。 ○ 人件費は、教職員の人数及び勤務内容等に基づき予算要求を行い、執行している。 <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員数は法人で管理する。 ○ 人件費は、法人の判断により歳入の範囲内で執行する。 ○ 運営費交付金の増額が必要な場合は、県との協議が必要になる。 <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的な運営費交付金とは別に、退職金等の臨時的な特定の目的に必要な財源に充てるための交付金が交付されている。 ○ 法人に人事・予算執行に関する裁量権があるとはいえ、運営費に限りがあることから増員は困難。 	(1)	大学の規模による程度の差はあまりない。	同様のデメリットが見込まれる。 現在も予算の増額がある場合は、協議を行っているため、法人化前後で対応に変化はない。
		(2)	学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。		
		(3)	設置機関による程度の差はあまりない。		

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
審議機関				
メリット				
10	経営審議機関と教育研究審議機関がそれぞれに適切に審議を行い、理事長の下における経営と教学のバランスのとれた法人の運営に貢献することが期待される。	<p>【現状】 特になし</p> <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の経営に関する重要事項について審議するため「経営審議機関」が設置される。 ○ 大学の教育研究に関する重要事項について審議するため、「教育研究審議機関」が設置される。 <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議機関の意見による取組 <ul style="list-style-type: none"> ・大学院における地域枠の特別選抜制度の導入 ・地域貢献活動についての情報発信強化 	<p>(1) 教授会が一つのみの大学は、教授会が複数ある大学と比較すると、効果が小さい。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	同様のメリットが期待される。
11	審議機関に外部の人材を登用することで、外部の視点を取り入れることができる。	<p>【現状】 外部の視点については、外部評価委員会や認証評価機関による評価がある。 (学校教育法109条第2項)</p> <p>【独立行政法人化した場合】 審議機関に外部人材を登用することで、外部の視点を取り入れることができる。</p> <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営に関する重要事項の意思決定について、外部委員によるチェックや意見を取り入れることで、大学運営の適正性、透明性を確保している。 ○ 外部人材の意見を取り入れた経営や教育研究を行うことができています。 ○ 教育研究審議機関は、経営審議機関と比較すると外部人材の登用が少ない。 	<p>(1) 大学の規模による程度の差はあまりない。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のメリットが期待される。</p> <p>（外部委員によるチェックや意見を取り入れることで、大学運営の適正性、透明性が確保される。）</p>

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
				デメリット
12	教育研究審議機関と教授会の機能分担を明確にする必要がある。	<p>【現状】 教授会において、学生の入学、卒業及び課程の修了及び教員の人事について審議している。 (学校教育法第93条) (教育公務員特例法第3条第2項及び第5項)</p> <p>【独立行政法人化した場合】 ○ 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了等を審議する。 (学校教育法第93条) ○ 教育研究審議機関は、教育研究の重要事項について審議する。 (地方独立行政法人法第77条)</p> <p>【独立行政法人化した大学の状況】 ○ 主に教育研究審議会は大学の教育・研究に関する重要事項を審議し、教授会は大学の教育・研究に関する実務的な事項を決定する役割を担っている。 ○ 教授会は、学生の入学・卒業、学位の授与等大学の教育研究に関する事項について審議。教育研究審議会は、教授会で諮った協議事項等重要な案件を審議・決定。</p>	<p>(1) 大学の規模による程度の差はあまりない。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>教授会と教育研究審議機関の目的や位置づけを踏まえて、それぞれの機能を丁寧に区分する必要がある。</p>
13	外部人材の登用に係る人件費の増加。	<p>【現状】 特になし</p> <p>【独立行政法人化した場合】 各審議機関に外部人材を登用した場合は、人件費が発生する。</p>	<p>(1) 大学の規模に比例する負担ではないことから、相対的な負担は小規模な大学が大きくなる。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p>

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
予算・会計関係				
	メリット			
14	法人の判断で合理的かつ弾力的な予算配分及び経費の執行が可能	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施事業ごとに、必要な経費を積み上げて予算要求を行う。 ○ 予算の調製後に生じた理由により、流用が必要な場合は知事の承認、予算の補正が必要な場合は議会の議決が必要となる。 <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県からは運営費交付金が交付される。 ○ 予算の調製後に生じた理由により、予算の補正が必要な場合は、法人の判断で補正が可能である。 <p>【独立行政法人化した大学の状況】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長裁量経費を予算内に設定している。 ○ 教員の定数及び予算の一定枠を「学長管理枠」として確保し、全学的な視点から運営を行っている。 	<p>(1) 大学の規模による程度の差はあまりない。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のメリットが期待される。</p> <p>（予算の配分や執行において、設置者との協議が不要になる。）</p>
15	経営努力による剰余金は、中期計画で定められた使途に充てることができる	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計年度が独立しているため、決算で剰余金（不用額）がでて、繰越しは行われない。 <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業年度において利益が生じた場合、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお剰余がある場合は、積立金として整理する必要がある。 ○ なお、剰余が生じた場合、県から承認を受ければ、中期計画で定められた使途に充てることができる。 ○ 中期目標の最後の年度に積立金がある場合、県からの承認を受けた額について、次の中期目標で定めた業務の財源に充てることができる。 ○ 中期目標の最後の年度に積立金があり、県からの承認を受けた額以外については、県に納付しなければならない。 <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍に剰余金を活用し、大学の判断でリモート学習環境の整備、消毒剤等の対応を迅速にできた。 ○ 施設・機器備品の整備や施設維持補修経費に充てている。 ○ パソコン等教育環境整備（リース賃借料）、ピアノ等楽器の購入 	<p>(1) 大規模な大学の方が、剰余金の金額が大きくなることが想定されるため、小規模な大学のメリットは、大規模な大学と比較すると限定的である。</p> <p>(2) 大規模な大学の方が、剰余金の金額が大きくなることが想定されるため、小規模な大学のメリットは、大規模な大学と比較すると限定的である。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のメリットが期待される。</p> <p>（ただし、中期計画の策定にあたって、剰余金の使途について、設立団体と法人の協議が必要になる。）</p>

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較		とりまとめ
16	複数年度にまたがる民間企業との共同研究に係る契約の締結などが可能	<p>【現状】 複数年度の受託研究契約に基づく資金は会計年度ごとに、歳入金として受け入れている。 (鹿児島県立短期大学受託研究交付金取扱要綱)</p> <p>【独立行政法人化した場合】 財務や会計は独自に定めた会計規程によることになる。</p> <p>【独立行政法人化した大学の状況】 共同研究取扱規程、受託研究取扱規程、コンサルティング業務規程、知的財産取扱規程等の整備</p>	(1)	大学の規模による程度の差はあまりない。	<p>同様のメリットが期待される。</p> <p>（学科の構成や施設整備によっては、民間企業との共同研究が取組みづらい。）</p>
(2)	民間との共同研究については、学部・大学院の構成による影響を受けやすい。				
(3)	設置機関による程度の差はあまりない。				
17	会計監査人による監査を義務づけ、透明性の高い経営が図られる。	<p>【現状】 県の単独出先機関として、外部監査、委員監査及び職員監査の対象となっている。</p> <p>【独立行政法人化した場合】 財務諸表を作成し、監事の意見を付けて知事に提出する。 知事は評価委員会の意見を聞いた上で承認し、承認を受けた後に法人は遅滞なく財務諸表を公告する。</p>	(1)	会計監査人の監査は、資本金または負債が一定額以上の場合に必要なため、規模の大きな大学の方がメリットは大きい。	<p>同様のメリットが期待される。</p> <p>（会計監査人による監査は、資本金等の要件が法令上定められているため、監査が必要になるかは判断できない。）</p>
(2)	学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。				
(3)	設置機関による程度の差はあまりない。				

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
	デメリット			
18	法人独自の資金管理が必要となり、また、突発的な高額の支出については設立団体と連携が必要	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の単独出先機関として、資金管理を行っている。 ○ 突発的な高額の支出が発生した場合は、流用の場合は知事の承認、補正予算の場合は議会の議決が必要となる。 <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県から独立した資金管理が必要になるため、独自の財務会計システム等の構築が必要となる。 ○ 予算配分は法人自ら行う必要がある。 ○ 突発的な高額の支出が発生し、運営費交付金で対応できない場合、交付金の追加交付など、県との協議が必要になる。 <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的な運営費交付金とは別に、退職金等の臨時的な特定の目的に必要な財源に充てるための交付金が交付されている。(再掲) 	<p>(1) 大学の規模による程度の差はあまりない。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>（現在も、突発的な高額の支出については連携を行っているため、法人化前後で対応に変化はない。）</p>
19	外部資金の獲得等による自己収入の確保については、大学の規模や教育内容等に左右される面もあることから、運営費交付金について、法人と設立団体との十分な協議・調整が必要	<p>【独立行政法人化した場合】</p> <p>運営費交付金について、県との協議・調整が必要になる。</p> <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <p>毎年度予算要求の際に法人と設立団体で協議が行われている。なお、運営費交付金の主な算定方法は、毎年度の必要額の積み上げや、過去の予算・決算からの算定等である。また、施設整備費として運営費交付金とは別に、補助金を交付しているところもある。</p>	<p>(1) 大学の規模が小さい場合は、授業料等の収入が少なくなるため、より丁寧な協議・調整が必要。</p> <p>(2) 自己収入が少ない場合は、より丁寧な協議・調整が必要。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>（学生数が多い大学や理系の学部を設置している大学と比較して、収入の確保が難しい面があることから、他大学と比較して、丁寧な協議・調整が必要。）</p>

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較		とりまとめ
20	予算・経理に関わる職員の地方独立行政法人の会計基準に関する精通が必要	<p>【現状】 県の会計規則に従い、事務処理を行っている。</p> <p>【独立行政法人化した場合】 原則として企業会計原則により事務処理を行う。</p> <p>【独立行政法人化した大学の状況】 法人会計について、疑義が生じた場合は、業務委託先の監査法人に照会し、指導を受けている。 大学職員として必要となる知識や考え方を習得することを目的とした研修をしている。 (再掲)</p>	(1)	大学の規模による程度の差はあまりない。	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>（職員が地方独立行政法人の会計基準に精通するのに時間がかかる。）</p>
			(2)	学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。	
			(3)	設置機関による程度の差はあまりない。	
21	財務会計や人事給与など新たなシステムの構築・維持に伴う経費負担、専門性をもった職員の確保	<p>【現状】 県の規程及びシステムにより、財務会計や人事給与等の事務を処理している。</p> <p>【独立行政法人化した場合】 独自の規程及びシステムを構築し、財務会計や人事給与等の事務を処理する。</p> <p>【独立行政法人化した大学の状況】 法人会計について、疑義が生じた場合は、業務委託先の監査法人に照会し、指導を受けている。 (再掲) 大学職員として必要となる知識や考え方を習得することを目的とした研修をしている。 (再掲)</p>	(1)	規模に比例した負担ではないため、相対的な負担は小規模な大学が大きくなる	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>（また、運用する上でも同様である。）</p>
			(2)	学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。	
			(3)	国立大学法人の場合、プロパー職員が多数採用・配置されているため、設立団体からの出向職員が含まれる公立大学法人より課題は小さい。	

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ	
目標・計画・評価・公表関係					
メリット					
22	策定した中期計画の結果を評価委員会による外部評価を受けることで、客観的な評価ができる。	【現状】 ○ 外部評価委員会を設置し、客観的な評価を受けている。 ○ 文部科学大臣が認証する認証評価機関による客観的な評価を受けている。 （学校教育法109条第2項） 【独立行政法人化した場合】 中期目標期間の業務実績について、評価委員会から評価を受ける。 【独立行政法人化した大学の状況】 ○ 自己評価で注視していなかった点について高い評価をいただき、強みを改めて認識する（或いはその逆で課題をご指摘いただく）こともあり、客観的な評価を受けられることは利点。 ○ 学内で着手しにくい課題についても、学外の客観的な意見や評価を活用して、取組に結びつけることができている。	(1)	大学の規模による程度の差はあまりない。	同様のメリットが期待される。 （現在も外部評価委員会による評価が行われている。）
			(2)	学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。	
			(3)	設置機関による程度の差はあまりない。	
23	評価委員会の評価結果が業務に反映され、教育研究の質的向上が図られる。	【現状】 ○ 外部評価委員会から、教育研究等について評価を受けている。 ○ 認証評価機関から、教育研究や大学運営等について評価を受けている。 （学校教育法109条第2項） 【独立行政法人化した場合】 評価委員会から、教育研究や経営等の業務の実績について評価を受ける。 【独立行政法人化した大学の状況】 ○ 評価委員会において「経済的理由以外（成績等）を要件とした奨学金の設置」について意見をいただき、制度を創設した。 ○ 科研費申請率を指摘されていたため、学内に専門職員を新たに配置し、外部資金の申請・採択率向上に向けた研究支援を強化している。	(1)	大学の規模による程度の差はあまりない。	同様のメリットが期待される。 （現在も外部評価委員会による教育内容についての評価が行われている。）
			(2)	学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。	
			(3)	設置機関による程度の差はあまりない。	

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較		とりまとめ
24	中期目標の設定は、定量的な指標を用いながら、具体的かつ明確なものとなるよう定められていることからPDCAサイクルを効果的に機能させることができる。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度ごとに目標や計画を立てている。 ○ 教育研究等について外部評価委員会から毎年度評価を受け、業務に反映している。 ○ 教育研究や大学運営等について認証評価機関から7年に1度評価を受け、業務に反映している。 (学校教育法109条第2項) <p>【独立行政法人化した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6年間の中期目標に基づき、法人で中期計画を作成し運営を行う。 ○ 中期目標の4年目及び終了年度で、業務の実績について評価委員会から評価を受け、業務に反映する。 <p>【独立行政法人化した大学の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置者（設立団体）が大学に求める役割について改めて認識し、大学の実績について整理して記録するとともに外部からの客観的な評価を受けてPDCAサイクルを機能させる良い機会となっている。 ○ 具体的な評価指標を定め、指標を達成するための取組を学内で確認しており、PDCAサイクルが効果的に機能している。 	(1)	大学の規模による程度の差はあまりない。	<p>同様のメリットが期待される。</p> <p>PDCAサイクルを機能させることで、法人運営を適切に機能させることができる。</p>
			(2)	学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。	
			(3)	設置機関による程度の差はあまりない。	
25	中期目標、中期計画、財務諸表、業務の実績、評価結果等の公表により、経営状況等大学運営の透明性が高まる。	<p>【現状】</p> <p>法に基づき、教育研究活動等について情報の公開を行っている。 (学校教育法施行規則第172条の2)</p> <p>【独立行政法人化した場合】</p> <p>現在の県立短期大学が公表している事項に加えて、中期計画や財務諸表等についても公表する。 (地方独立行政法人法第34条、26条等)</p>	(1)	大学の規模による程度の差はあまりない。	同様のメリットが期待される。
			(2)	学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。	
			(3)	設置機関による程度の差はあまりない。	

No.	検討委員会で整理された メリット・デメリット	現状等	比較	とりまとめ
		デメリット		
26	評価委員会での評価等の業務負担が大きい。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部評価委員会を年に1回開催しており、報告書を作成している。 ○ 認証評価機関から評価を受けるため、資料作成等の準備を行っている。 (学校教育法109条第2項) <p>【独立行政法人化した場合】</p> <p>評価委員会自体は県の附属機関となるが、評価にあたっては、大学側も資料を作成等を行う必要がある。</p>	<p>(1) 教員数が少ない大学は、一人あたりの評価委員会に係る業務量が多くなる。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 国立大学法人の場合、専門性のあるプロパー職員が採用・配置されているため、設立団体からの出向職員が含まれる公立大学法人より事務負担が軽減される。</p>	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>（評価委員会のための資料作成等で一定の負担が発生する。）</p>
27	公表に係る事務負担等の増加	<p>【現状】</p> <p>法に基づき、教育研究活動等について情報の公開を行っている。 (学校教育法施行規則第172条の2)</p> <p>【独立行政法人化した場合】</p> <p>現在の県立短期大学が公表している事項に加えて、中期計画や財務諸表等についても公表する必要があるため、事務負担は増加する。 (地方独立行政法人法第34条、26条等)</p>	<p>(1) 大学の規模による程度の差はあまりない。</p> <p>(2) 学部・大学院の構成による程度の差はあまりない。</p> <p>(3) 設置機関による程度の差はあまりない。</p>	<p>同様のデメリットが見込まれる。</p> <p>（事務負担の程度は限定的である。）</p>